三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）

6　次に掲げる側面保護装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第３項を除く。）の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

（突入防止装置）

第180条　（略）

2　（略）

3　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（削る）

六　（略）

（窓ガラス）

第195条　（略）

2～5　（略）

6　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四　（略）

7～9　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）

（新設）

（突入防止装置）

第180条　（略）

2　（略）

3　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。

ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。

七　（略）

（窓ガラス）

第195条　（略）

2～5　（略）

6　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四　（略）

7～9　（略）